

陳 情 文 書 表

平 2 6 陳 情 第 9 号	平成 2 6 年 8 月 2 7 日 受 理
件 名	消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情
陳 情 者	秦野市寿町 6 - 6 3 F 秦野民主商工会 会長 小見山 行男 秦野市栄町 2 - 3 全日本年金者組合秦野支部 支部委員長 菅原 明 秦野市南矢名 3 - 6 - 2 8 新日本婦人の会秦野支部 支部長 原 とし子
陳 情 の 要 旨	
<p>政府は、平成 2 6 年 4 月 1 日、消費税率を 8 % に引き上げました。長引く不況に加え、多くの市民は、「アベノミクス」の恩恵どころか、物価上昇、収入減、社会保障費削減の三重苦を強いられています。地域経済を支える中小企業の倒産・廃業も後を絶たない状況です。</p> <p>私たちは、地域経済を根本から壊す大增税・負担増を到底認めることはできません。</p> <p>秦野市でも、経済の疲弊・商店街の衰退は甚だしい状況が続いています。このような状況にのしかかる消費税増税と社会保障の負担増により、地域経済は決定的に破壊されようとしています。</p> <p>自治体財政にも深刻な影響を及ぼします。地方消費税交付金や手数料などの増収を見込んでも、建設事業費の負担増など、多額の赤字が予想され、その分はすべて市民の負担となります。</p> <p>政府は、莫大な税金をつぎ込み「消費税は社会保障財源に充てる」と大宣伝しています。それならばどうして年金制度改悪・医療費負担増など、社会保障負担が増え、制度が改悪される一方なのでしょう。そもそも消費税は、低所得者ほど負担が重い、弱い者いじめの税金で、社会保障財源としてはふさわしくありません。財政再建のためというなら、今でさえ大変な国民への負担増では、解決しません。税金の使い方を国民の暮らし・福祉優先に切り替え、法人税率を見直し、大企業・大資産家に応分の負担を求める必要があります。</p> <p>今、政府がやるべきは消費増税法附則第 1 8 条第 3 項に基づき、消費税増税を中止することです。また、政府は年内にも 1 0 % への増税を決めよ</p>	

うとしていますがとんでもありません。

つきましては、市民の切実な実態と声を受け止め、消費税増税の撤回について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対し、意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 消費税10%への引き上げに反対することについて、国に意見書を提出すること。